

## 序章 調査計画の変更

## 序章 調査計画の変更

(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業に関し、「埼玉県環境影響評価条例(平成 6 年、埼玉県条例第 61 号)」第 6 条の規定に基づき、『(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価調査計画書』(以下、『調査計画書』という。)の縦覧を行った。

調査計画書縦覧後、事業者の名称変更を行うと共に、調査計画書についての知事意見等を勘案・配意し、調査内容を検討選定して、調査地点等の変更を行った。また、施設整備基本設計の進捗に伴い、事業計画の詳細を記述した。

これらの変更に伴い、埼玉県環境影響評価条例第 30 条第 1 項の規定による「氏名等変更届出書」及び埼玉県環境影響評価条例第 21 条第 1 項ただし書きの規定による「調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書」を提出し、承認を受けた。

「氏名等変更届出書」及び「調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書」、「変更内容検討書」変更事項を以下に示す。

### 【調査計画変更の流れ】

年月日	主な変更内容
平成 29 年 5 月 25 日	事業者の名称変更
平成 30 年 1 月 12 日	環境影響評価項目及び現地調査地点の変更
平成 30 年 7 月 12 日	事業計画の詳細記述と環境影響評価項目の選定内容変更

氏名等変更届出書

埼中資循施発第15号  
平成29年5月25日

埼玉県知事 上田清司 様

住 所 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 1216-1

氏 名 埼玉中部資源循環組合  
管理者 宮崎善雄



電話番号 0493-81-6110

氏名等を変更したので、埼玉県環境影響評価条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 都市計画対象事業の名称  
(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業
- 2 事業者

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	変更前	管理者 新井保美
	変更後	管理者 宮崎善雄
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		平成29年5月9日

- 3 受託者

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	変更前	
	変更後	
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		

調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書(H30.1.12)

様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

平成30年1月12日

(あて先)

埼玉県知事

都市計画決定権者の名称

吉見町長 宮崎 善雄



担当課所名 農政環境課

所在地 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411

担当者職・氏名 係長・西村 敦

電話番号 0493-54-1511

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けた  
いので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用  
される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書  
を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業
行わない手続等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 ・ 一部 ( )
申請理由	調査計画書についての知事意見等を勘案・配意し、調査内容を検討・選定したため。



変更内容検討書 (H30.1.12)

様式第 4 号 (2) (第 21 条関係、第 30 条関係)

変更内容検討書

平成 30 年 1 月 12 日作成

1 都市計画対象事業の名称

(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業

2 変更の内容

変更項目	変更の内容		備考
	調査計画書の 内容	変更後の 内容	
第 4 章 調査項目			
4.2 環境影響評価項目の選定	別紙 1 参照	別紙 1 参照	調査計画書 p.4-2
第 5 章 調査方法			
5.2 項目別の調査方法			
5.2.1 大気質	別紙 2 参照	別紙 2 参照	調査計画書 p.5-6
5.2.2 騒音・低周波音	別紙 3 参照	別紙 3 参照	調査計画書 p.5-12,13
5.2.4 悪臭	別紙 4 参照	別紙 4 参照	調査計画書 p.5-13
5.2.5 水質	別紙 5 参照	別紙 5 参照	調査計画書 p.5-27,28
5.2.6 水象			調査計画書 p.5-32
5.2.7 土壌	別紙 6 参照	別紙 6 参照	調査計画書 p.5-6
5.2.8 地盤	別紙 7 参照	別紙 7 参照	調査計画書 p.5-28

3 変更の理由

調査計画書についての知事意見等を勘案・配意し、調査内容を検討・選定したため。

4 変更後の関係地域

変更なし

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

別紙 1~7 のとおり

6 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

—

7 変更後の環境の保全のための措置

—

8 変更後の都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価

—

9 変更後の事後調査の計画

—

備考 6 から 9 までについては、準備書の記載事項の内容を変更する場合にのみ記載すること。

別紙 1： 4.2 環境影響評価項目の選定（動物、植物、生態系）

【調査計画書の内容】

影響要因の区分 環境影響要因			工事			存在・供用				
調査・予測・評価の項目			建設機械の稼働	車資 材運搬 の走 行の	造 成 等 の 工 事	施 設 の 存 在  (余熱利用施設含む)	施設の稼働		自動車等の走行	
							ごみ処理施設	余熱利用施設	ごみ収集車両	余熱利用施設の利 用客等車 両
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全を 旨として調査、予測及び評 価されるべき項目	動物	保全すべき種		●		○				
	植物	保全すべき種			◎	○				
		植生及び保全すべき群落				◎	○			
		緑の量				×				
生態系	地域を特徴づける生態系		●		○					

【変更後の内容】

影響要因の区分 環境影響要因			工事			存在・供用				
調査・予測・評価の項目			建設機械の稼働	車資 材運搬 の走 行の	造 成 等 の 工 事	施 設 の 存 在  (余熱利用施設含む)	施設の稼働		自動車等の走行	
							ごみ処理施設	余熱利用施設	ごみ収集車両	余熱利用施設の利 用客等車 両
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全を 旨として調査、予測及び評 価されるべき項目	動物	保全すべき種		●		○		◎		
	植物	保全すべき種			◎	○		◎		
		植生及び保全すべき群落				◎	○		◎	
		緑の量				×		×		
生態系	地域を特徴づける生態系		●		○		◎			

【変更箇所】

知事意見に基づき、排水温度の変化が生態系にどのような影響を与えるのか予測するため、要因の一つとして考えられる余熱利用施設の稼働による動植物・生態系の予測評価を追加した。

別紙 2： 5.2.1 大気質

【調査計画書の調査地点】



【変更後の調査地点】

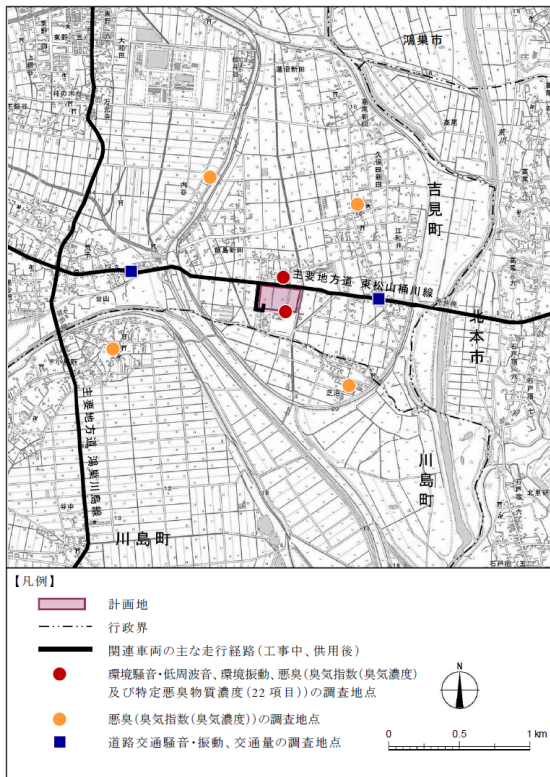


【変更箇所】

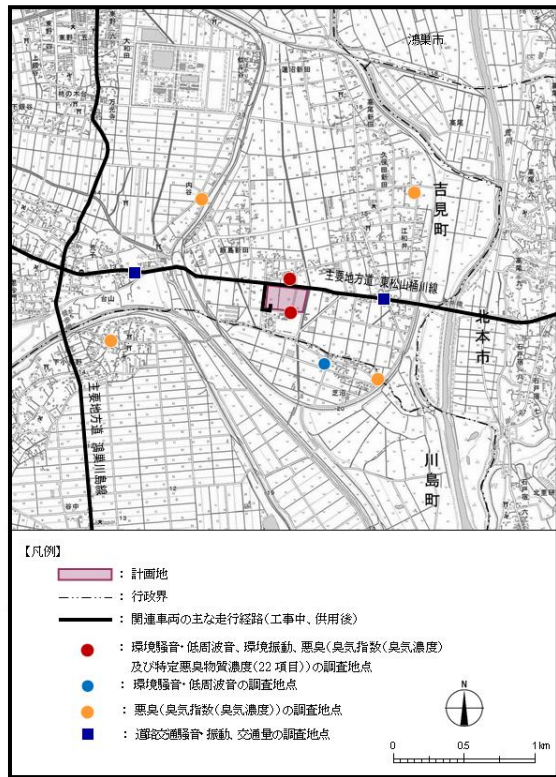
調査時点での現地の状況を鑑みて、環境影響の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握するために、一般環境大気質の調査地点（5カ所）を50m～200m程度移動した。

別紙3： 5.2.2 騒音・低周波音

【調査計画書の調査地点】



【変更後の調査地点】

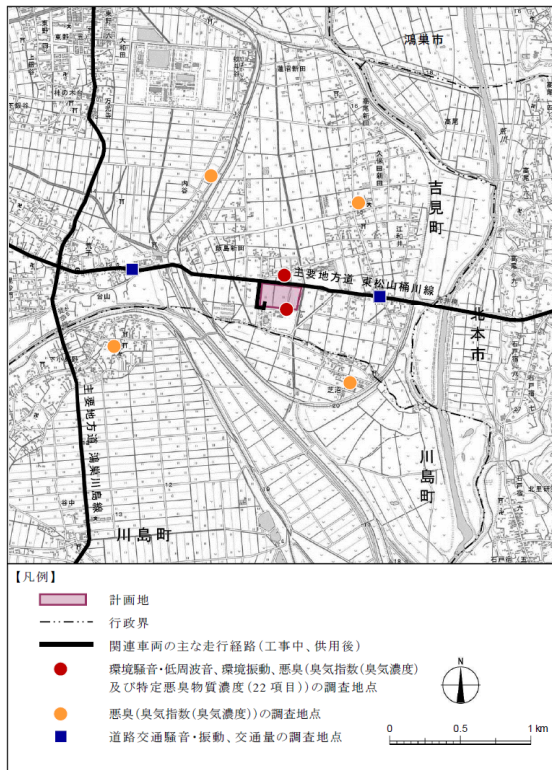


【変更箇所】

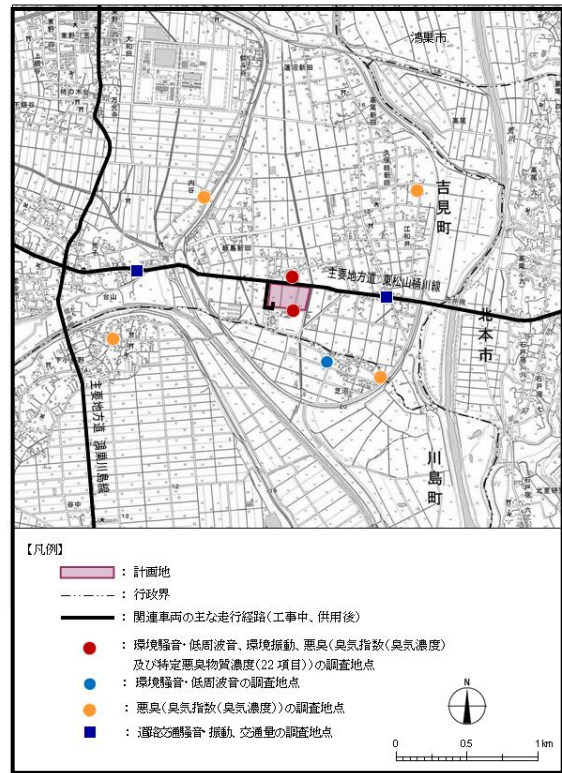
知事意見に基づき、騒音・低周波音の伝搬には風況が影響するので、風下(南東)側に調査地点を追加した。



【調査計画書の調査地点】



【変更後の調査地点】

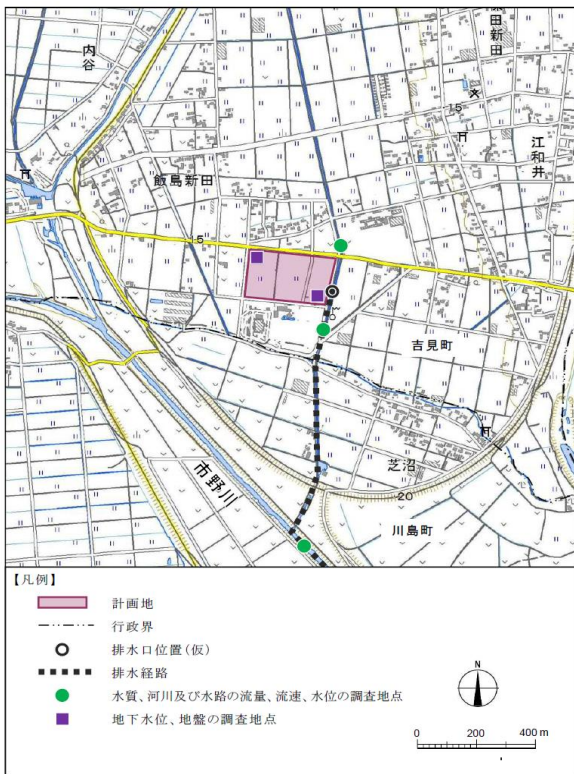


【変更箇所】

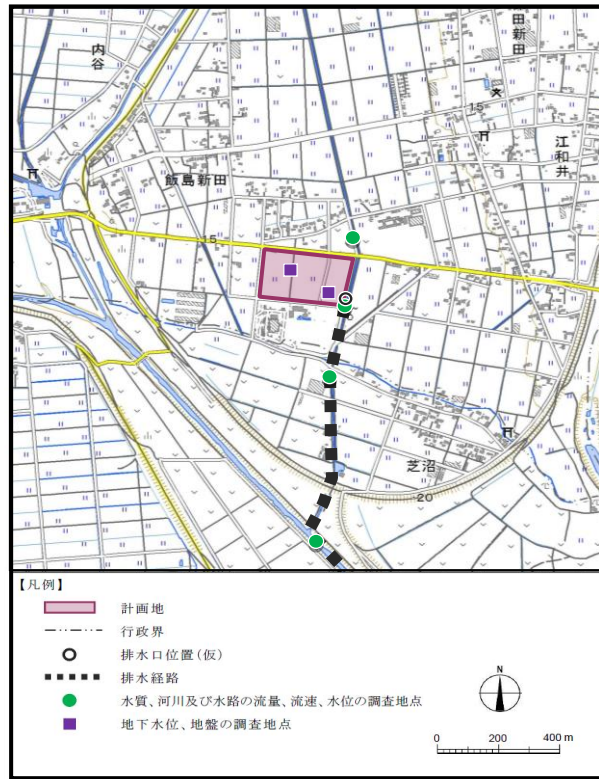
調査時点での現地の状況を鑑みて、環境影響の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握するために、悪臭の調査地点（計画地外4カ所）を50m～200m程度移動した。

別紙 5： 5.2.5 水質、5.2.6 水象

【調査計画書の調査地点】



【変更後の調査地点】



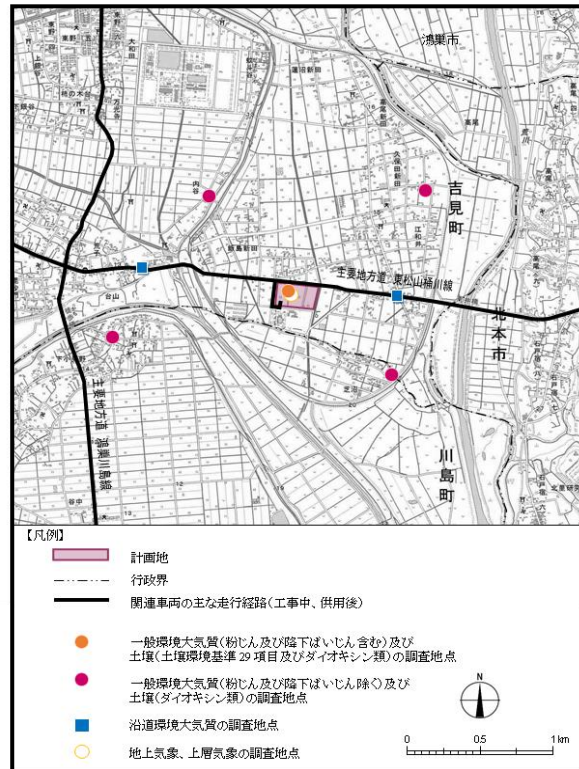
排水経路の途中で合流する農業集落排水施設からの排水による影響も評価するため、その合流前後に採水地点を配置（移動・追加）した。

別紙 6： 5.2.7 土壤

【調査計画書の調査地点】



【変更後の調査地点】



【調査計画書の調査項目】

調査項目
土壤の汚染に係る環境基準に定める 27 項目 (カドミウム、全シアン、有機りん、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、フッ素、ホウ素)
ダイオキシン類

【変更後の調査項目】 (変更は下線部)

調査項目
土壤の汚染に係る環境基準に定める <u>29</u> 項目 (カドミウム、全シアン、有機りん、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、 <u>クロロエチレン</u> (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、フッ素、ホウ素、 <u>1,4-ジオキサン</u> )
ダイオキシン類

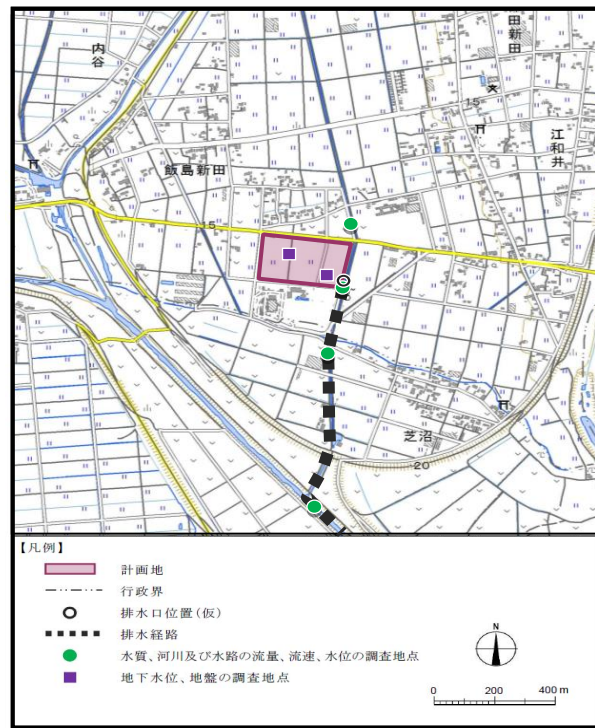
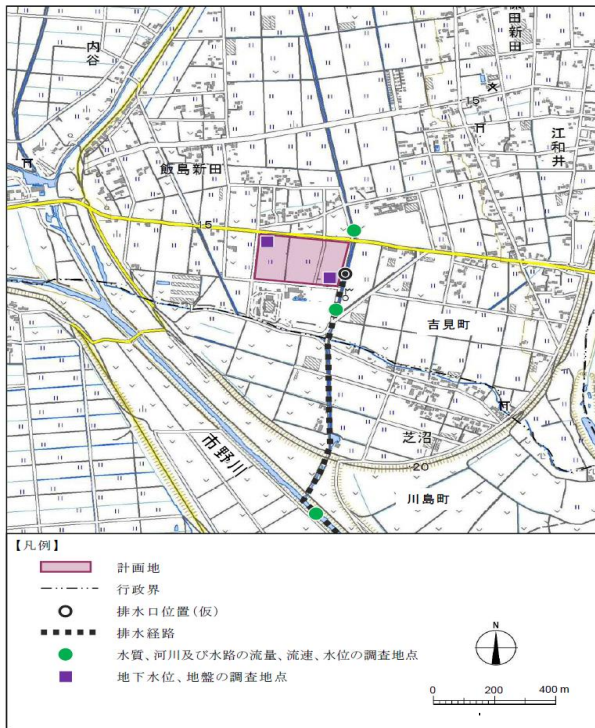
【変更箇所】

法令改正に対応した調査項目とし、土壤の調査地点 (5カ所) を 50m~200m 程度移動した。

別紙 7: 5.2.8 地盤

【調査計画書の調査地点】

【変更後の調査地点】



【変更箇所】

調査時点での現地の状況を鑑みて、環境影響の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握するために、調査地点のうち1か所を100m程度移動した。

指令環政第760号

吉見町

平成30年1月12日付けで申請のあった(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業に係る調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則(平成7年規則第98号)第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例(平成6年条例第61号)第21条第1項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続き等の全部を行わないことを承認します。

平成30年2月6日

埼玉県知事 上田 清 司



調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書(H30.7.12)

様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書

平成30年7月12日

(あて先)

埼玉県知事

都市計画決定権者の名称

吉見町長 宮崎 善雄



担当課所名 農政環境課

所在地 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411

担当者職・氏名 課長補佐・西村 敦

電話番号 0493-54-1511

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続き等を行わないことの承認を受けた  
いので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用  
される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書  
を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業
行わない手続き等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部・一部( )
申請理由	知事意見等を踏まえたことと事業計画の熟度が上がったことに伴う修正であり、かつ環境影響評価の調査項目及び調査内容に大きな変更を要しないと考えられるため。



変更内容検討書(H30.7.12)

様式第4号(2)(第21条関係、第30条関係)  
変更内容検討書

平成30年7月12日作成

- 1 都市計画対象事業の名称  
(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業
- 2 変更の内容

変更項目	変更の内容		備考
	調査計画書の 内容	変更後の 内容	
第2章 対象事業の目的及び概要			
2.6.3 施設配置計画	別紙1参照	別紙1参照	調査計画書 p.2-9
2.6.8 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画	別紙2参照	別紙2参照	調査計画書 p.2-16、17
2.6.13 車両運行計画	別紙3(1)参照 別紙3(2)参照	別紙3(1)参照 別紙3(2)参照	調査計画書 p.2-21 調査計画書 p.2-22
第4章 調査項目			
4.2 環境影響評価項目の選定	別紙4参照	別紙4参照	調査計画 p.4-2
4.3 環境影響評価項目の選定理由	別紙5参照	別紙5参照	調査計画 p.4-4

3 変更の理由

変更事項	変更理由
2.6.3 施設配置計画	搬出入車両の出入口位置や構内道路の見直しに伴い、施設の配置計画を変更した。
2.6.8 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画	給水において地下水の利用計画を取りやめたことから、給水計画内容を変更した。また、生活排水の排水先を河川から隣地の農業集落排水施設へと変更したことに伴い、排水計画及び水質汚濁防止計画を見直した。
2.6.13 車両運行計画	現有施設での搬入台数実績と新施設の計画内容に基づき、ごみ処理関連車両の運行台数を精査し、見直しを行った。また、付帯施設への一般車両及び通勤車両の台数を具体的に想定した。 さらに、搬出入車両の出入口を見直した。
4.2 環境影響評価項目の選定	生活排水を農業集落排水施設への放流としたこと、及び地下水利用計画を取りやめたことに伴い、一部の項目を現況把握のみ行い、予測・評価を行わないこととした。
4.3 環境影響評価項目の選定理由	一部の項目を現況把握のみ行い、予測・評価を行わないこととした旨及びその理由を記載した。

4 変更後の関係地域  
変更なし

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

(1) 施設配置計画

搬出入車両出入口を南側から西側に変更したが、計画地前面の県道を走行して計画地へ進入する経路に変更はない。したがって、施設配置計画の変更による環境影響評価の調査項目及び調査方法に変更はない。

(2) 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画  
別紙 4 及び別紙 5 のとおり

(3) 車両運行計画

主要運行ルートは計画地前面の県道のままなので、車両運行計画の変更による環境影響評価の調査項目及び調査方法に変更はない。

6 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果  
—

7 変更後の環境の保全のための措置  
—

8 変更後の都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価  
—

9 変更後の事後調査の計画  
—

備考 6 から 9 までについては、準備書の記載事項の内容を変更する場合にのみ記載すること。



別紙 1： 2.6.3 施設配置計画

【調査計画書の内容】

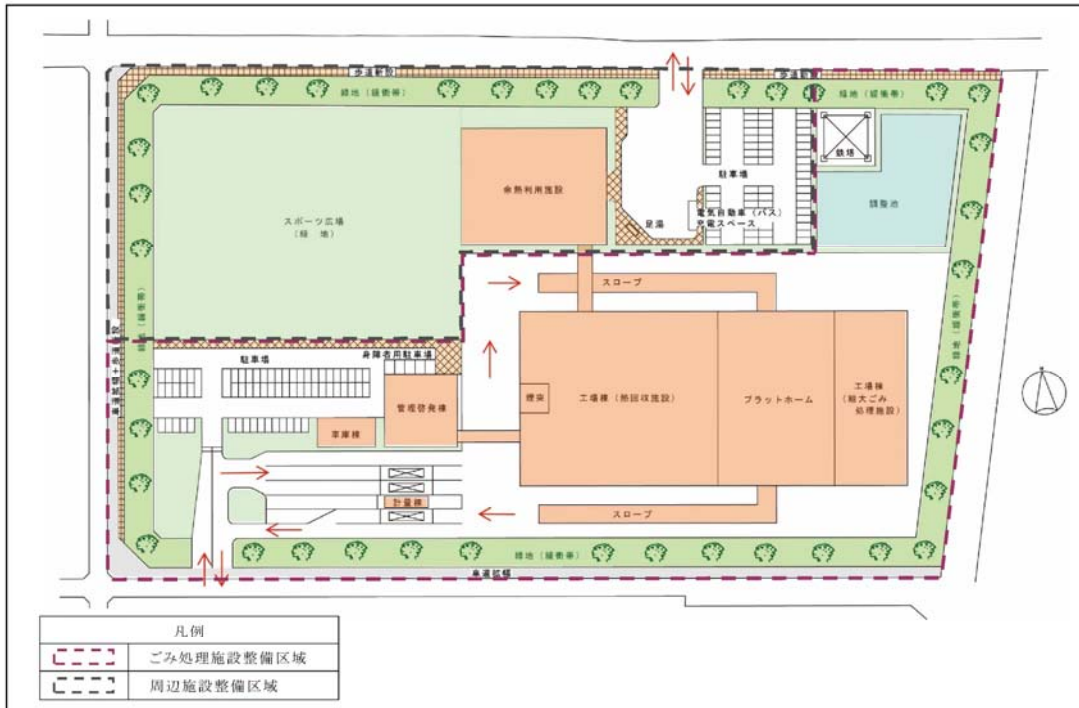


図 2.6-3 計画地の全体配置図(案)

【変更後の内容】

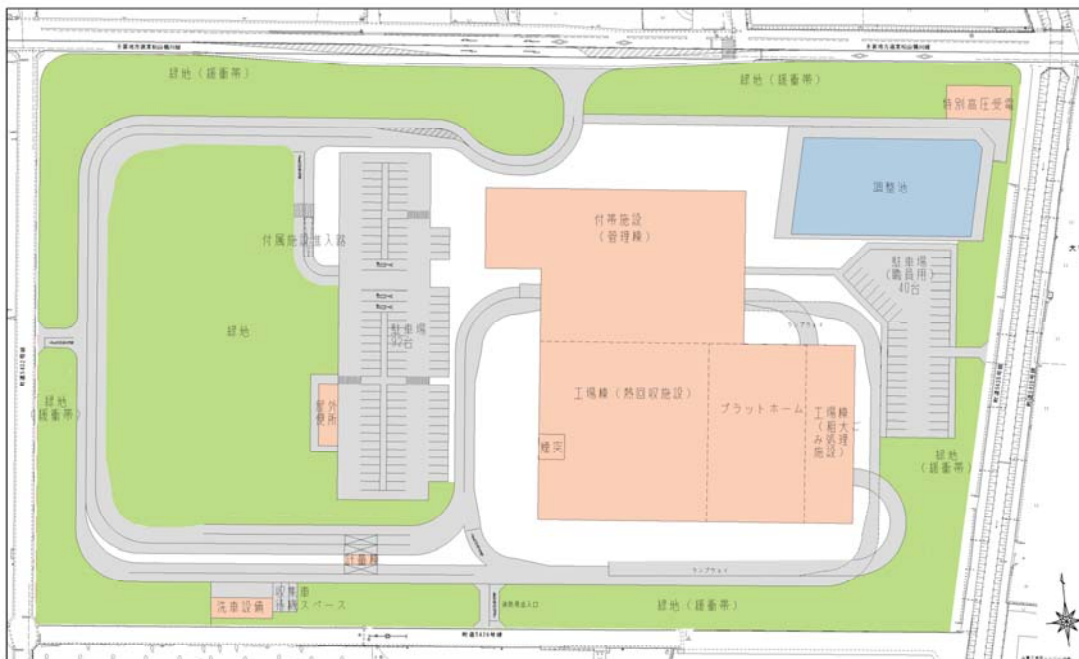


図 2.6-3 計画地の全体配置図(案)

【変更箇所】

施設整備基本設計において施設全体配置をより詳細に検討して、配置計画の変更を行った。

【調査計画書の内容】

2.6.8 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画

(1) 給水計画

ごみ処理施設では、吉見町から上水道の供給を受け、生活用水及びプラント用水(洗浄水、ボイラ用水、機器冷却用水等)として使用する。また、地下水を揚水し、プラント用水の一部として利用する。

なお、余熱利用施設は吉見町から上水道の供給を受け、生活用水及びプール用水等に使用する。プール用水等はろ過処理した上で循環利用する。

(2) 排水計画

ごみ処理に伴って発生するプラント排水は、有機系及び無機系の排水の種類ごとに表 2.6-7 に示す適正処理を行い、処理後はプラント内で再利用する。

生活排水(余熱利用施設含む)はプラント排水と分離した設備構成とし、合併浄化槽による処理を行って水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準に適合させた後、計画地東側の排水口から水路放流後公共用水域へ排水する。

雨水排水は、調整池に一時貯留して流量調整を行い、生活排水と同じく水路放流後公共用水域へ排水する。

排水処理フローは図 2.6-5 に、生活排水及び雨水排水の排水経路は図 2.6-6 に示すとおりである。

表 2.6-7 排水処理方式

処理対象排水		処理方式
プラント排水	ごみピット排水	ごみピット返送方式または炉内噴霧方式
	プラントホーム洗浄排水	固形分・油分除去、有機系排水処理、無機系排水処理後に再利用
	洗車排水	
	無機系排水 <sup>1)</sup>	無機系排水処理(凝集沈殿、ろ過等)後に再利用
生活排水		合併処理浄化槽処理後、計画地東側の排水口から公共用水域へ排水
雨水排水		調整池にて流量調整後、計画地東側の排水口から公共用水域へ排水

1) 灰出し排水、純水装置排水、ボイラ・機器冷却ブロー排水等。

【変更後の内容】

2.6.8 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画

(1) 給水計画

ごみ処理施設では、吉見町から上水道の供給を受け、生活用水及びプラント用水(洗浄水、ボイラ用水、機器冷却用水等)として使用する。

なお、付帯施設は吉見町から上水道の供給を受け、生活用水等に使用する。

(2) 排水計画

ごみ処理に伴って発生するプラント排水は、有機系及び無機系の排水の種類ごとに表 2.6-7 に示す適正処理を行い、処理後はプラント内で再利用する。

生活排水(付帯施設含む)はプラント排水と分離した設備構成とし、隣地の農業集落排水処理施設に排水する。

建築物に降る雨水は簡易処理後、再利用する。それ以外の雨水排水は、調整池に一時貯留して流量調整を行い、水路放流後公共用水域へ排水する。

排水処理フローは図 2.6-5 に、生活排水及び雨水排水の排水経路は図 2.6-6 に示すとおりである。

表 2.6-7 排水処理方式

処理対象排水		処理方式
プラント排水	ごみピット排水	ごみピット返送方式または炉内噴霧方式
	プラントホーム洗浄排水 計量機排水	プラント排水処理設備方式にて処理後に再利用
	洗車排水	固形分・油分除去、有機系排水処理、無機系排水処理後に再利用
	無機系排水 <sup>注)</sup>	無機系排水処理後に再利用
生活排水		隣地の農業集落排水処理施設に排水
雨水排水		建築物に降る雨水は簡易処理後、再利用 それ以外の雨水は、流出抑制として、雨水流出抑制施設(調整池)に一時貯留後、周辺水路へ放流

注) 灰出し排水、純水装置排水、ボイラ・機器冷却ブロー排水等

【調査計画書の内容】

(3) 水質汚濁防止計画

ごみ処理施設供用時の水質汚濁防止計画は、以下のとおりとする。

- ①ごみの処理に伴って発生する排水は、処理後、工場内で再利用する。
- ②生活排水は、合併浄化槽で処理後に公共用水域へ排水する。
- ③雨水排水は、計画地敷地内の雨水調整池に引込んで流量調整を行い、公共用水域へ排水する。

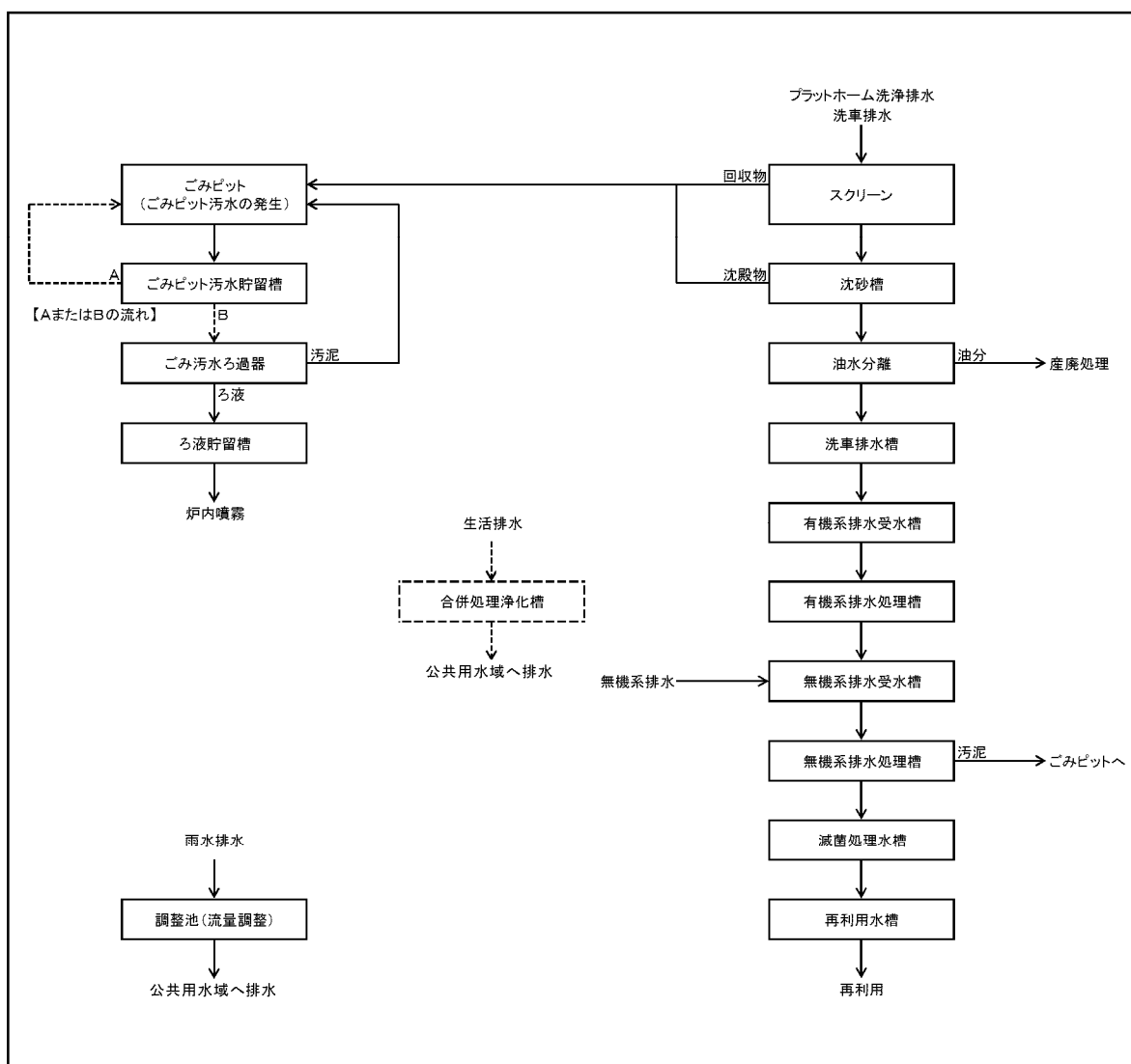


図 2.6-5 排水処理フロー(案)

【変更後の内容】

(3) 水質汚濁防止計画

ごみ処理施設供用時の水質汚濁防止計画は、以下のとおりとする。

- ① ごみの処理に伴って発生する排水は、処理後、工場内で再利用する。
- ② 生活排水は、隣地に存在する農業集落排水処理施設へ排水する。
- ③ 雨水排水は、計画地敷地内の雨水調整池に引込んで流量調整を行い、公共用水域へ排水する。

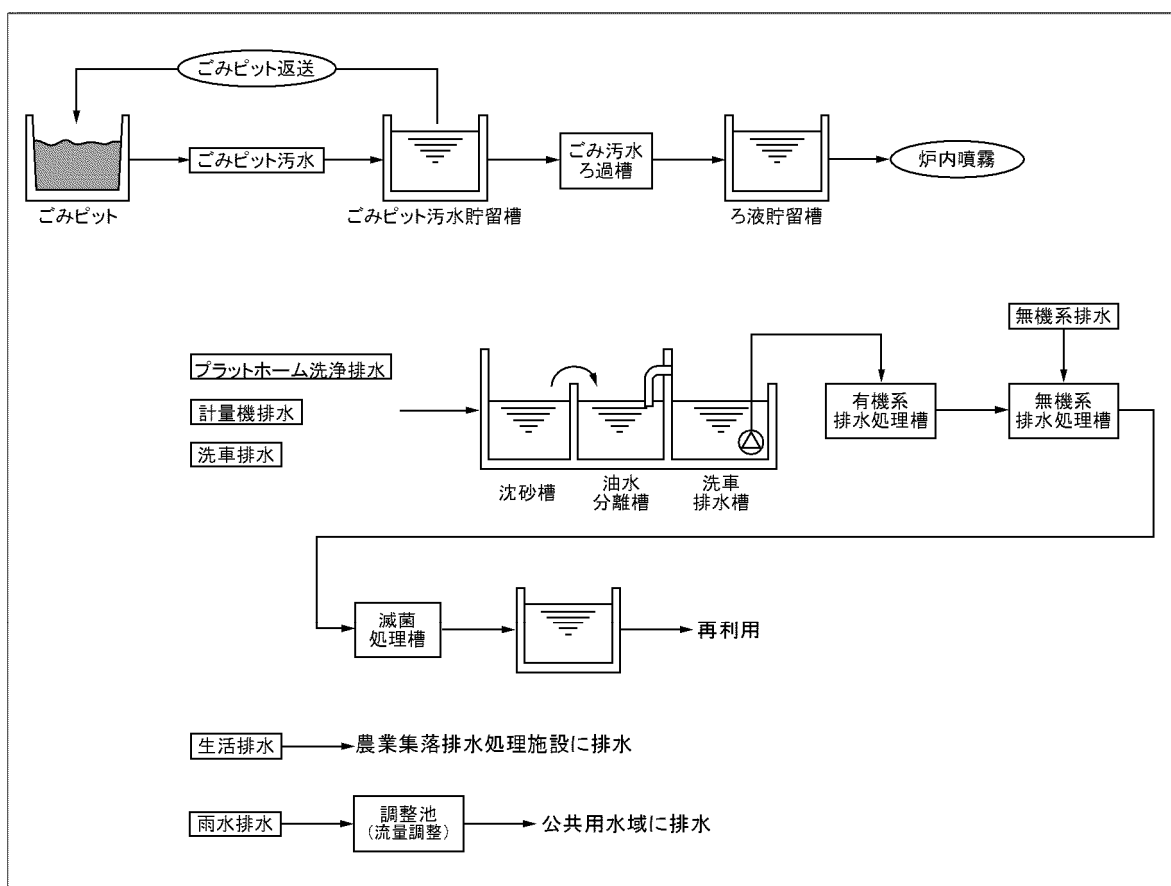


図 2.6-5 排水処理フロー

【変更箇所】

施設整備基本設計において給水・排水計画をより詳細に検討して変更を行い、水質汚濁防止計画及び排水処理フロー図を変更した。また、知事意見に基づき、調整池（雨水流出抑制施設）の規模と許容放流量を追記した。

別紙 3(1) 2.6.13 車両運行計画

【調査計画書の内容】

表 2.6-9 ごみ処理関連車両の運行台数(推計値)

単位:台/日

施設名	項目		車両台数(日平均)
ごみ処理施設	ごみ収集	収集車両	199
		直接搬入	25
	業務関連車両		20

注) 業務関連車両とは、資材等納入車両、ごみ処理後の残渣搬出車両、ごみ分別後の資源搬出車両等をいう。

【変更後の内容】

表 2.6-9 ごみ処理関連車両等の運行台数(推計値)

単位:台/日

施設名	項目		車両台数(日平均)
ごみ処理施設	ごみ収集	収集車両	172
		直接搬入	250
	業務関連車両		20
	通勤車両		45
付帯施設	一般車両		145

注) 業務関連車両とは、資材等納入車両、ごみ処理後の残渣搬出車両、ごみ分別後の資源搬出車両等をいう。

【変更箇所】

現有施設での搬入台数実績と新施設の計画内容に基づき、ごみ処理関連車両の運行台数を精査し、見直しを行った。また、付帯施設への一般車両及び通勤車両の台数を具体的に想定した。

【調査計画書の内容】



図 2.6-7 ごみ収集車両等の主な走行経路

【変更後の内容】



図 2.6-7 ごみ収集車両等の主な走行経路

【変更箇所】

ごみ搬出入車両の出入口を北側と西側に配置し、職員用出入口を東側とした。

別紙 4： 4.2 環境影響評価項目の選定

【調査計画書の内容（平成 30 年 1 月 12 日変更後）】

表 4.2-1 環境影響評価項目の選定

調査・予測・評価の項目	影響要因の区分		工事				存在・供用				
	環境影響要因		建設機械の稼働	車資材運搬等の走行	造成等の工事	(余熱利用施設含む)の存在	施設の稼働		自動車等の走行		
							ごみ処理施設	余熱利用施設	ごみ収集車両	余熱利用施設の利用客等車両	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●			●		●	◎	
		二酸化硫黄または硫黄酸化物					●		●	◎	
		浮遊粒子状物質		◎			●		●	◎	
		炭化水素		◎			●		●	◎	
		粉じん	●	●			◎		●	◎	
		大気質に係る有害物質等					●		●	◎	
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●		●	◎	
		低周波音					●				
	振動	振動	●	●			●		●	◎	
	悪臭	臭気指数または臭気の濃度					●			◎	
		特定悪臭物質					●				
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量			◎		○	◎		
			浮遊物質					○	◎		
			窒素及びりん					○	◎		
			水温					○	◎		
	底質	水素イオン濃度			◎		○	◎			
		溶存酸素量					○	◎			
	地下水の水質	その他の生活環境項目					○	◎			
		健康項目等					×				
	水象	河川等の流量、流速及び水位					◎	◎			
地下水の水位及び水脈						◎					
土壌	温泉及び鉱泉										
	堤防、水門、ダム等の施設										
地盤	強熱減量										
	過マンガン酸カリウムによる酸素消費量										
地象	底質に係る有害物質等					×					
	土地の安定性										
動物	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)				×						
	表土の状況及び生産性										
植物	河川等の流量、流速及び水位										
	地下水の水位及び水脈										
生態系	温泉及び鉱泉										
	堤防、水門、ダム等の施設										
景観	強熱減量										
	過マンガン酸カリウムによる酸素消費量										
自然とのふれあいの場	底質に係る有害物質等					×					
	土地の安定性										
史跡・文化財	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)				×						
	表土の状況及び生産性										
日照障害	河川等の流量、流速及び水位										
	地下水の水位及び水脈										
電波障害	温泉及び鉱泉										
	堤防、水門、ダム等の施設										
風害	強熱減量										
	過マンガン酸カリウムによる酸素消費量										
廃棄物等	底質に係る有害物質等					×					
	土地の安定性										
温室効果ガス等	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)				×						
	表土の状況及び生産性										
放射線の量	河川等の流量、流速及び水位										
	地下水の水位及び水脈										
放射線の量	温泉及び鉱泉										
	堤防、水門、ダム等の施設										
放射線の量	強熱減量										
	過マンガン酸カリウムによる酸素消費量										
放射線の量	底質に係る有害物質等					×					
	土地の安定性										
放射線の量	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)				×						
	表土の状況及び生産性										

●：標準的に選定する項目。 ○：事業特性、地域特性により選定する項目。  
 ×：標準的に選定する項目または事業特性、地域特性により選定する項目であるが、今回選定しないもの。  
 ◎：標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定するもの。



【今回の変更後の内容】

表 8.1-2 環境影響評価項目の選定

調査・予測・評価の項目	影響要因の区分		工事			存在・供用				
	環境影響要因		建設機械の稼働	車両の搬送等の走行	造成等の工事	(付帯施設の存在)	施設の稼働		自動車等の走行	
							ごみ処理施設	付帯施設	ごみ収集車両	付帯施設の利用客
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●			●		◎	
		二酸化硫黄または硫黄酸化物		◎			●		◎	
		浮遊粒子状物質		◎			●		◎	
		炭化水素		◎			●		◎	
		粉じん	●	●			◎		◎	
		大気質に係る有害物質等					●		◎	
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●		◎	
		低周波音					●		◎	
	悪臭	振動	●	●			●		◎	
		臭気指数または臭気の濃度					●		◎	
		特定悪臭物質					●			
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量			◎		△	△	
			浮遊物質					△	△	
			窒素及びりん					△	△	
			水温					△	△	
			水素イオン濃度			◎		△	△	
			溶存酸素量					△	△	
		底質	その他の生活環境項目					△	△	
			健康項目等					×		
			強熱減量							
過マンガン酸カリウムによる酸素消費量										
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目					×				
水象	河川等の流量、流速及び水位					△	△			
	地下水の水位及び水脈					△				
	温泉及び鉱泉									
	堤防、水門、ダム等の施設									
土壌	土壌に係る有害項目			◎		●				
地盤	地盤沈下					△				
地象	土地の安定性					×				
	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)									
	表土の状況及び生産性									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		●		○				
	植物	保全すべき種			◎	○				
		植生及び保全すべき群落				◎	○			
		緑の量					×			
生態系	地域を特徴づける生態系		●		○					
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				×				
		眺望景観				●				
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		●		○	○	◎		
	文化財	指定文化財等					×			
埋蔵文化財						×				
日照障害		日影の状況				●				
	電波受信状況				●					
	局所的な風の発生状況									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			◎		●			
		残土								
	雨水及び処理水									
温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●			●	◎	●		
	オゾン層破壊物質					×		◎		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	×	×							

- : 標準的に選定する項目。 ○: 事業特性、地域特性により選定する項目。
- ×: 標準的に選定する項目または事業特性、地域特性により選定する項目であるが、今回選定しないもの。
- ◎: 標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定するもの。
- △: 事業計画の修正により、現況把握のみ行い、予測・評価を行わない項目。

【変更箇所】

事業計画の修正に伴い、現況把握のみ行い、予測・評価を行わない項目を整理した。

また、付帯施設の温水の影響が考えられることから、平成 30 年 1 月 12 日に動植物及び生態系を予測評価項目に追加したが、全ての生活排水を隣接する農業集落排水に排水することから、今回の変更で削除した。

別紙 5： 4.3 環境影響評価項目の選定理由

【調査計画書の内容】

表 4.3-1(2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
振動	振動	工事	建設機械の稼働による建設作業振動、資材運搬等の車両の走行による道路交通振動の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設の稼働による工場振動、ごみ収集車両及び余熱利用施設の利用客等車両の走行による道路交通振動の発生が考えられるため、選定する。
悪臭	臭気指数または臭気の濃度	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭の発生、ごみ収集車両の走行に伴う悪臭の影響が考えられるため、選定する。
	特定悪臭物質	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられるため、選定する。
水質	生物化学的酸素要求量	存在・供用	ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴い生活排水を排出するため、選定する。
	浮遊物質	工事	造成等の工事に伴う濁水の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴い生活排水を排出するため、選定する。
	窒素及びりん	存在・供用	ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴い生活排水を排出するため、選定する。
	水温	存在・供用	余熱利用施設の稼働に伴いプール等から温排水を排出するため、選定する。
	水素イオン濃度	工事	造成等の工事に伴いコンクリート打設によるアルカリ排水の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴い生活排水を排出するため、選定する。
	溶存酸素量	存在・供用	ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴い生活排水を排出するため、選定する。
その他の生活環境項目	存在・供用	ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴い生活排水を排出するため、選定する。	
水象	河川等の流量、流速及び水位	存在・供用	ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴い排出する排水により河川(水路)の流量、流速及び水位の変化が考えられるため、選定する。
	地下水の水位及び水脈	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う地下水揚水により地下水の水位及び水脈への影響が考えられるため、選定する。
土壌	土壌に係る有害項目	工事	計画地内において土壌の汚染が確認された場合に、造成等の工事に伴う周辺地域及び地下水への汚染拡大が懸念されるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設の稼働による有害物質を含む排ガスの発生及び焼却灰の飛散に伴う土壌への影響が考えられるため、選定する。
地盤	地盤沈下	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う地下水揚水により地盤沈下の発生が懸念されるため、選定する。

【変更後の内容】

表 8.1-3(2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
振動	振動	工事	建設機械の稼働による建設作業振動、資材運搬等の車両の走行による道路交通振動の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設の稼働による工場振動、ごみ収集車両及び付帯施設の利用客等車両の走行による道路交通振動の発生が考えられるため、選定する。
悪臭	臭気指数または臭気の濃度	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭の発生、ごみ収集車両の走行に伴う悪臭の影響が考えられるため、選定する。
	特定悪臭物質	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられるため、選定する。
水質	生物化学的酸素要求量	存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	浮遊物質量	工事	造成等の工事に伴う濁水の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	窒素及びりん	存在・供用	
	水温	存在・供用	付帯施設の稼働に伴う温排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	水素イオン濃度	工事	造成等の工事に伴いコンクリート打設によるアルカリ排水の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	溶存酸素量	存在・供用	
その他の生活環境項目	存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。	
水象	河川等の流量、流速及び水位	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う地下水揚水は行わないことから、地下水位や水脈に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	地下水の水位及び水脈	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う地下水揚水は行わないことから、地下水位や水脈に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
土壌	土壌に係る有害項目	工事	計画地内において土壌の汚染が確認された場合に、造成等の工事に伴う周辺地域及び地下水への汚染拡大が懸念されるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設の稼働による有害物質を含む排ガスの発生及び焼却灰の飛散に伴う土壌への影響が考えられるため、選定する。
地盤	地盤沈下	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う地下水揚水は行わないことから、地盤沈下の影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。

【変更箇所】

事業計画の修正に伴い、現況把握のみ行い、予測・評価を行わない項目の記述を変更した。

調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認通知(H30.7.30)

指令環政第403号

吉見町

平成30年7月12日付けで申請のあった(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業に係る調査計画書記載事項変更に係る手続き等の免除承認については、埼玉県環境影響評価条例施行規則(平成7年規則第98号)第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例(平成6年条例第61号)第21条第1項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続き等の全部を行わないことを承認します。

平成30年7月30日

埼玉県知事 上 田 清 司

